

|    | 対象品目   | 具体的に該当する品目の例<br>(政令には具体的な品目名は記載されていない)   |
|----|--|--|
| 1  | 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具                                 | 電話機、ファクシミリ、変復調装置(モデム)、ルーター・スイッチ  |
| 2  | 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具                                 | 携帯電話端末(公衆用PHS端末、スマートフォンを含む)<br>カーナビゲーションシステム、ETC車載ユニット、VICSユニット                |
| 3  | ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く) | ラジオ  |
| 4  | デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具                | デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVDレコーダ/プレーヤ、BDレコーダ/プレーヤ、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ            |
| 5  | デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具                       | テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、補聴器、カーラジオ                      |
| 6  | パーソナルコンピュータ  | パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータ デスクトップ型(タワー型及び一体型を含む)、パーソナルコンピュータ タブレット型 |
| 7  | 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置                                 | 補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)、ゲームソフト  |
| 8  | プリンターその他の印刷装置  | プリンター、フォトプリンター、モニター(パーソナルコンピュータ用)、キーボードユニット                                    |
| 9  | ディスプレイその他の表示装置   | モニター(パーソナルコンピュータ用)、プロジェクター   |
| 10 | 電子書籍端末   | 電子書籍端末   |
| 11 | 電動ミシン  | 電気ミシン  |
| 12 | 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具                                   | 電気グラインダ、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ   |
| 13 | 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具                                    | ワードプロセッサ(モニターを含む)、電卓、電子辞書  |
| 14 | ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具                               | 電子式ヘルスマーター(体組成計・体脂肪計)、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計                               |
| 15 | 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具                                      | 治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器                         |

## 制度対象品目（2/2）

|    | 対象品目  | 具体的に該当する品目の例<br>(政令には具体的な品目名は記載されていない)                                       |
|----|---|--|
| 16 | フィルムカメラ   | フィルムカメラ  |
| 17 | ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)       | 電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサー、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機 |
| 18 | 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く)       | 扇風機、サーキュレーター、送風機   |
| 19 | 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く) | 電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機  |
| 20 | 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具   | 電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布  |
| 21 | ヘアードライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具  | ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品               |
| 22 | 電気マッサージ器  | 電気マッサージ器   |
| 23 | ランニングマシンその他の運動用電気機械器具   | ランニングマシン   |
| 24 | 電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具   | 電気芝刈り機   |
| 25 | 蛍光灯器具その他の電気照明器具   | 照明器具、携帯用電気ランプ(懐中電灯を含む)   |
| 26 | 電子時計及び電気時計  | 電子時計及び電気時計   |
| 27 | 電子楽器及び電気楽器  | 電子キーボード、電気ギター、電子ギター  |
| 28 | ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具   | 据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)   |

# 特定対象品目

| 特定対象品目(「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」に記載) |   |
|-------------------------------------|---|
| 1                                   | 携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ(モニターを含む)<br>これらには、タブレット型情報通信端末を含む  |
| 2                                   | 電話機、ファクシミリ  |
| 3                                   | ラジオ   |
| 4                                   | デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ  |
| 5                                   | 映像用機器(DVD - ビデオ、HDDレコーダ、BDレコーダ/プレーヤ、ビデオテープレコーダ(セット)、チューナ、STB)   |
| 6                                   | 音響機器(MDプレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ)、デジタルオーディオプレーヤー(HDD)、CDプレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドフォン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器) |
| 7                                   | 補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)  |
| 8                                   | 電子書籍端末  |
| 9                                   | 電子辞書、電卓   |
| 10                                  | 電子血圧計、電子体温計   |
| 11                                  | 理容用機器(ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ)  |
| 12                                  | 懐中電灯  |
| 13                                  | 時計  |
| 14                                  | ゲーム機(据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)、ハイテク系トレンドトイ)  |
| 15                                  | カー用品(カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット)           |
| 16                                  | これらの付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器 等)  |